株式会社 エスケーエレクトロニクス

2024 年 12 月 24 日

社外取締役の独立性基準

以下の６つの要件のいずれにも該当しないこと。

Ａ．当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
Ｂ．当社の主要な取引先又はその業務執行者
Ｃ．当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
Ｄ．最近においてＡ、Ｂ又はＣに掲げる者に該当していた者
Ｅ．就任の前 10 年以内のいずれかの時において次の（A）から（C）までのいずれかに該当していた者
（A）当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
（B）当社の親会社の監査役（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合に限る。）
（C）当社の兄弟会社の業務執行者
Ｆ．次の（A）から（H）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
（A）Ａから前Ｅまでに掲げる者
（B）当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）
（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合に限る。）
（C）当社の子会社の業務執行者
（D）当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与
（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合に限る。）
（E）当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
（F）当社の親会社の監査役（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合に限る。）
（G）当社の兄弟会社の業務執行者
（H）最近において前（B）～（D）又は当社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

以上